

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則	三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則 .....	教育改革室	1頁
	三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則 .....	人材政策室	2頁
	三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 .....	人材政策室	2頁
	県費負担教職員の免職及び県の常時勤務を要する職への採用の手續 に関する規則の一部を改正する規則 .....	人材政策室	2頁
	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 .....	高校教育室	3頁
	三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則 .....	社会教育・文化財保護室	4頁
訓 令	支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の 一部を改正する訓令 .....	予算経理室	4頁
	三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令 .....	予算経理室	5頁
	三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 .....	人材政策室	5頁
お知らせ	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 .....	福利・給与室	9頁
	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 .....	福利・給与室	9頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する 規則 .....	福利・給与室	10頁
	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正す る規則 .....	福利・給与室	10頁
	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を 改正する規則 .....	福利・給与室	11頁
	公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正 する規則 .....	福利・給与室	11頁
	公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 .....	福利・給与室	20頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する 規則の一部を改正する規則 .....	福利・給与室	20頁
	平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による 給料に関する規則の一部を改正する規則 .....	福利・給与室	20頁

### 規 則

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月十七日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会規則第五号

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十三年教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改定する。

別表三の項高等学校の欄中三重県立南伊勢高等学校南島分校を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 竹下 謙

三重県教育委員会規則第六号

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則

三重県教育委員会教育長事務専決規程（昭和三十二年三重県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「地域調整・人事監」の下に「教育振興ビジョン策定特命監」を加える。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 竹下 謙

三重県教育委員会規則第七号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。  
第十九条第一項の表中

地域調整・人事監	本庁に限る。	上司の命を受けて、市町教育委員会との調整及び市町立小中学校教職員の人事に関する事務を処理する。	を に
地域調整・人事監	本庁に限る。	上司の命を受けて、市町教育委員会との調整及び市町立小中学校教職員の人事に関する事務を処理する。	
教育振興ビジョン策定特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、新しい三重県教育振興ビジョンの策定に関する事務を処理する。	

改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

県費負担教職員の免職及び県の常時勤務を要する職への採用の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 竹下 謙

三重県教育委員会規則第八号

県費負担教職員の免職及び県の常時勤務を要する職への採用の手續に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の免職及び県の常時勤務を要する職への採用の手續に関する規則（平成十五年三重県教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む）中「三重県指導力向上支援審査委員会」を「三重県指導改善研修審査委員会」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 竹下 謙

三重県教育委員会規則第九号

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表一（第二条関係）中

三重県立四日市高等学校	全日制 通信制	普通科 普通科		を
三重県立四日市高等学校	全日制	普通科		に
三重県立みえ夢学園高等学校	定時制	総合学科 普通科		を
三重県立みえ夢学園高等学校	定時制	総合学科		に
三重県立相可高等学校	全日制	普通科、生産経済科、農業 土木科、食物調理科		を
三重県立相可高等学校	全日制	普通科、生産経済科、環境 創造科、食物調理科		に
三重県立上野高等学校	全日制 定時制	普通科 普通科		を
三重県立上野高等学校	全日制 定時制	普通科、理数科 普通科		に
三重県立南伊勢高等学校 度会分校 南島分校	全日制 全日制 全日制	普通科 普通科 普通科		を
三重県立南伊勢高等学校 度会分校	全日制 全日制	普通科 普通科		に改める。

別表三（第十一条関係）中

三重県立尾鷲高等学校長島分校	紀北町立紀北中学校 紀北町立赤羽中学校 大紀町立錦中学校	を
三重県立尾鷲高等学校長島分校	紀北町立紀北中学校 紀北町立赤羽中学校	に
三重県立南伊勢高等学校（度会分校及び南島分校を除く）	南伊勢町立南勢中学校	を

三重県立南伊勢高等学校（度会分校を除く）

南伊勢町立南勢中学校

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 三重県立みえ夢学園高等学校普通科、三重県立相可高等学校農業土木科は、改正後の別表一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会規則第十号

三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立博物館条例施行規則（昭和四十五年三重県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。  
第六条を第八条とし、第三条から第五条までを二条ずつ繰り下げる。

第二条中「三重県立博物館条例（昭和三十九年三重県条例第四十九号。以下「条例」といふ。）」を「条例」に改め、同条を第四条とする。

第一条第一項中「三重県立博物館（以下「県立博物館」といふ。）」を「県立博物館」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 課長 上司の命を受けて、課の事務を掌理し、課内の職員を指揮監督する。

第一条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県立博物館条例（昭和三十九年三重県条例第四十九号。以下「条例」といふ。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（内部組織）

第二条 三重県立博物館（以下「県立博物館」といふ。）にその事務を分掌させるため、教育長が定める課を置くことができる。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

訓 令

教委訓第1号

各 県 立 学 校

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成21年3月27日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程（昭和62年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表を次のように改める。

区	分	金 額	備 考
報 償 費		全 額	
需 用 費		全 額	
役 務 費		全 額	
委 託 料		4,000万円未満	
使用料及び賃借料		全 額	
工 事 請 負 費		500万円未満	
原 材 料 費		全 額	
備 品 購 入 費		全 額	
負担金、補助及び交付金		全 額	
扶 助 費	教科書学習書給与費	全 額	
償還金、利子及び割引料		全 額	収入証紙により収納された歳入の戻出に係るもの
投 資 及 び 出 資 金	電信電話料	全 額	
公 課 費		全 額	

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

教委訓第2号

各 県 立 学 校

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成21年3月27日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令

三重県立学校事務決裁規程（平成15年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「

11	貸 付 金	修学奨励金		全 額	
----	-------	-------	--	-----	--

」を

「

11	償還金、利子及び割引料			全 額	収入証紙により収納された歳入の戻出に係るもの
----	-------------	--	--	-----	------------------------

」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

教委訓第3号

局 中 一 般  
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

三重県教育委員会委員長 竹 下 譲

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「第1条」を「第3条」に改め、同条第14号中「第20号）第3条第1項第2号に規定する課長」の次に「、三重県立博物館条例施行規則（昭和45年三重県教育委員会規則第19号）第3条第1項第2号に規定す

る課長」を加える。

第4条中「第2項」を「第3項」に改める。

別表第1(1)の表第3号の項中「規程」を「規程等」に改める。

別表第1(2)の表第13号の項を次のように改める。

13	償還金、利子及び割引料			全額		全額					収入証紙により収納された歳入の戻出に係るもの
				全額							上欄に掲げるものを除く。

別表第2(2)の表第21号の項を次のように改める。

21	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の施行に関する事務	1	法第5条第1項、第2項、第3項、第6項、第16条の2第1項及び第2項の規定による免許状の授与及び法第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定め並びに法第6条第1項の規定による教育職員検定									
		2	法第5条第5項の規定による意見聴取									
		3	法第7条第1項の規定による学力に関する証明書及び同条第4項若しくは教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以下この区分において「改正法」という。)附則第3条第1項の規定による免許状更新講習の課程の修了又は履修に関する証明書の発行									
		4	法第8条、第9条の4第2項、第13条第2項、改正法附則第2条第9項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号。以下この区分において「改正省令」という。)附則第13条第2項の規定による免許状授与原簿への記入									
		5	法第9条の2第1項の規定による有効期間の更新、同条第5項の規定による有効期間の延長、改正法附則第2条第2項及び第3項第3号の規定による免許状更新講習修了確認、同条第4項の規定による修了確認期限の延期及び同条第5項括弧書の規定									





8	三重県立熊野少年自然の家条例（昭和51年三重県条例第60号）の施行に関する事務	1 条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の告知																				
		2 条例第6条第1項の規定による指定管理候補者の選定																				
		3 条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定																				
		4 条例第8条の規定による告示																				
		5 条例第9条の規定による協定の締結																				
		6 条例第13条ただし書の規定による休業日の変更の承認																				
		7 条例第18条第2項の規定による利用料金の承認																				

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

お 知 ら せ

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「第五条の二第二項第十九号」を「第五条の二第二項第二十一号」に改める。  
第四条の四中「第十九号」を「第二十一号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年三月三十一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「三千二百円」を「六千四百円」に改め、同項第二号中「千五百円」を「三千円」に

「三千円」を「六千円」に改め、同項第三号及び第四号中「千七百円」を「三千四百円」に改め、同項第六号中「千二百円」を「千四百円」に、「六百円」を「千二百円」に、「千五百円」を「三千円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年<sup>三重県人事委員会規則</sup> 第四号）の一部を次の

ように改正する。

第二条第一項第一号中「次に掲げる日」を「その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日」に改め、同号イ及びロを削る。

第十七条の三中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

別表第二中「津市立美杉南小学校」を「津市立美杉小学校」に、「<sup>度会郡大紀町立錦中学校</sup> 度会郡大紀町立錦中学校」を「<sup>鳥羽市立蒼志中学校</sup> 鳥羽市立蒼志中学校」に改め、同表備考中「平成二十年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

別表第三中「<sup>津市立美杉東小学校</sup> 津市立美杉東小学校」を「<sup>松阪市立仁柿小学校</sup> 松阪市立仁柿小学校」に、「<sup>三重県立南伊勢高等学校</sup> 三重県立南伊勢高等学校」を「<sup>三重県立南伊勢高等学校南島分校</sup> 三重県立南伊勢高等学校南島分校」に改め、同表備考中「平成二十年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

別表第四中「<sup>度会郡大紀町立大内山小学校</sup> 度会郡大紀町立大内山小学校」を「<sup>度会郡大紀町立大紀小学校</sup> 度会郡大紀町立大紀小学校」に、「<sup>度会郡大紀町立大内山中学校</sup> 度会郡大紀町立大内山中学校」を「<sup>度会郡大紀町立大紀中学校</sup> 度会郡大紀町立大紀中学校」に改め、同表備考中「平成十八年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

第三号様式中「八課面」を「七課面45分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年<sup>三重県人事委員会規則</sup> 第二号）の一部を次の

ように改正する。

第二条第三号中「一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の職員」を「公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人の職員及び同条例第七条の三第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯田俊司  
三重県教育委員会委員長 竹下謙

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号）  
三重県教育委員会規則 第二十一号  
の一部を次のように改正する。

第十六条第二号を次のように改める。

- 一 公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人の職員及び同条例第七条の三第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯田俊司  
三重県教育委員会委員長 竹下謙

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年 三重県人事委員会規則 第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（兼川津圏係）

中学校・小学校教職員職給表の適用枠内における

職員の区分	職務の級 俸給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1	3,900	4,200	8,400	13,500
	2	3,900	4,200	8,400	13,500
	3	3,900	4,200	8,400	13,500
	4	3,900	4,200	8,400	13,500
	5	4,100	4,500	8,800	13,800

	6	4,100	4,500	8,800	13,800
	7	4,100	4,500	8,800	13,800
	8	4,100	4,500	8,800	13,800
	9	4,200	4,700	9,100	14,100
	10	4,200	4,700	9,100	14,100
	11	4,200	4,700	9,100	14,100
	12	4,200	4,700	9,100	14,100
	13	4,400	5,000	9,800	14,400
	14	4,400	5,000	9,800	14,400
	15	4,400	5,000	9,800	14,400
	16	4,400	5,000	9,800	14,400
	17	4,700	5,200	10,100	14,800
	18	4,700	5,200	10,100	14,800
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	19	4,700	5,200	10,100	14,800
	20	4,700	5,200	10,100	14,800
	21	4,900	5,500	10,400	15,100
	22	4,900	5,500	10,400	15,100
	23	4,900	5,500	10,400	15,100
	24	4,900	5,500	10,400	15,100
	25	5,100	5,800	10,700	15,300
	26	5,100	5,800	10,700	15,300
	27	5,100	5,800	10,700	15,300
	28	5,100	5,800	10,700	15,300
	29	5,400	6,000	11,100	15,500
	30	5,400	6,000	11,100	15,500
	31	5,400	6,000	11,100	15,500
	32	5,400	6,000	11,100	15,500
	33	5,600	6,200	11,400	15,800
	34	5,600	6,200	11,400	15,800
	35	5,600	6,200	11,400	15,800
	36	5,600	6,200	11,400	15,800
	37	5,800	6,600	11,700	15,900
	38	5,800	6,600	11,700	15,900
39	5,800	6,600	11,700	15,900	
40	5,800	6,600	11,700	15,900	
41	6,100	7,100	11,900	15,900	
42	6,100	7,100	11,900	15,900	
43	6,100	7,100	11,900	15,900	
44	6,100	7,100	11,900	15,900	
45	6,300	7,400	12,200	15,900	
46	6,300	7,400	12,200	15,900	

47	6,300	7,400	12,200
48	6,300	7,400	12,200
49	6,600	7,700	12,600
50	6,600	7,700	12,600
51	6,600	7,700	12,600
52	6,600	7,700	12,600
53	6,800	8,300	12,900
54	6,800	8,300	12,900
55	6,800	8,300	12,900
56	6,800	8,300	12,900
57	7,000	8,600	13,200
58	7,000	8,600	13,200
59	7,000	8,600	13,200
60	7,000	8,600	13,200
61	7,200	8,900	13,500
62	7,200	8,900	13,500
63	7,200	8,900	13,500
64	7,200	8,900	13,500
65	7,400	9,600	13,700
66	7,400	9,600	13,700
67	7,400	9,600	13,700
68	7,400	9,600	13,700
69	7,700	9,900	14,000
70	7,700	9,900	14,000
71	7,700	9,900	14,000
72	7,700	9,900	14,000
73	7,900	10,200	14,200
74	7,900	10,200	14,200
75	7,900	10,200	14,200
76	7,900	10,200	14,200
77	8,100	10,500	14,400
78	8,100	10,500	14,400
79	8,100	10,500	14,400
80	8,100	10,500	14,400
81	8,200	10,800	14,600
82	8,200	10,800	14,600
83	8,200	10,800	14,600
84	8,200	10,800	14,600
85	8,400	11,100	14,800
86	8,400	11,100	14,800
87	8,400	11,100	14,800

88	8,400	11,100	14,800
89	8,500	11,400	14,900
90	8,500	11,400	14,900
91	8,500	11,400	14,900
92	8,500	11,400	14,900
93	8,700	11,600	15,100
94	8,700	11,600	15,100
95	8,700	11,600	15,100
96	8,700	11,600	15,100
97	8,800	11,800	15,200
98	8,800	11,800	15,200
99	8,800	11,800	15,200
100	8,800	11,800	15,200
101	9,000	12,200	15,400
102	9,000	12,200	
103	9,000	12,200	
104	9,000	12,200	
105	9,100	12,400	
106	9,100	12,400	
107	9,100	12,400	
108	9,100	12,400	
109	9,200	12,600	
110	9,200	12,600	
111	9,200	12,600	
112	9,200	12,600	
113	9,200	12,900	
114	9,200	12,900	
115	9,200	12,900	
116	9,200	12,900	
117	9,400	13,100	
118	9,400	13,100	
119	9,400	13,100	
120	9,400	13,100	
121	9,500	13,300	
122	9,500	13,300	
123	9,500	13,300	
124	9,500	13,300	
125	9,600	13,400	
126		13,400	
127		13,400	
128		13,400	

	129			13,600	
	130			13,600	
	131			13,600	
	132			13,600	
	133			13,700	
	134			13,700	
	135			13,700	
	136			13,700	
	137			13,900	
	138			13,900	
	139			13,900	
	140			13,900	
	141			14,000	
	142			14,000	
	143			14,000	
	144			14,000	
	145			14,100	
	146			14,100	
	147			14,100	
	148			14,100	
	149			14,100	
	150			14,100	
	151			14,100	
	152			14,100	
	153			14,200	
	154			14,200	
	155			14,200	
	156			14,200	
	157			14,300	
再任用職員		6,300		7,700	10,100
					12,900

別表第二 (第三条関係)

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員 の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	3,900	5,000	10,100	13,500
	2	3,900	5,000	10,100	13,500
	3	3,900	5,000	10,100	13,500
	4	3,900	5,000	10,100	13,500
	5	4,100	5,200	10,400	13,800
	6	4,100	5,200	10,400	13,800
	7	4,100	5,200	10,400	13,800
	8	4,100	5,200	10,400	13,800
	9	4,200	5,500	10,700	14,100
	10	4,200	5,500	10,700	14,100
	11	4,200	5,500	10,700	14,100
	12	4,200	5,500	10,700	14,100
	13	4,400	5,800	11,100	14,400
	14	4,400	5,800	11,100	14,400
	15	4,400	5,800	11,100	14,400
	16	4,400	5,800	11,100	14,400
	17	4,700	6,000	11,400	14,800
	18	4,700	6,000	11,400	14,800
	19	4,700	6,000	11,400	14,800
	20	4,700	6,000	11,400	14,800
	21	4,900	6,200	11,700	15,100
	22	4,900	6,200	11,700	15,100
	23	4,900	6,200	11,700	15,100
	24	4,900	6,200	11,700	15,100
	25	5,100	6,600	11,900	15,300
	26	5,100	6,600	11,900	15,300
	27	5,100	6,600	11,900	15,300
	28	5,100	6,600	11,900	15,300
	29	5,400	7,100	12,200	15,500
	30	5,400	7,100	12,200	15,500
	31	5,400	7,100	12,200	15,500
	32	5,400	7,100	12,200	15,500
	33	5,600	7,400	12,600	15,800
	34	5,600	7,400	12,600	15,800
	35	5,600	7,400	12,600	15,800
	36	5,600	7,400	12,600	15,800

37	5,800	7,700	12,900	15,900
38	5,800	7,700	12,900	15,900
39	5,800	7,700	12,900	15,900
40	5,800	7,700	12,900	15,900
41	6,100	8,300	13,200	15,900
42	6,100	8,300	13,200	15,900
43	6,100	8,300	13,200	15,900
44	6,100	8,300	13,200	15,900
45	6,300	8,600	13,500	15,900
46	6,300	8,600	13,500	
47	6,300	8,600	13,500	
48	6,300	8,600	13,500	
49	6,600	8,900	13,700	
50	6,600	8,900	13,700	
51	6,600	8,900	13,700	
52	6,600	8,900	13,700	
53	6,800	9,600	14,000	
54	6,800	9,600	14,000	
55	6,800	9,600	14,000	
56	6,800	9,600	14,000	
57	7,000	9,900	14,200	
58	7,000	9,900	14,200	
59	7,000	9,900	14,200	
60	7,000	9,900	14,200	
61	7,200	10,200	14,400	
62	7,200	10,200	14,400	
63	7,200	10,200	14,400	
64	7,200	10,200	14,400	
65	7,400	10,500	14,600	
66	7,400	10,500	14,600	
67	7,400	10,500	14,600	
68	7,400	10,500	14,600	
69	7,700	10,800	14,800	
70	7,700	10,800	14,800	
71	7,700	10,800	14,800	
72	7,700	10,800	14,800	
73	7,900	11,100	14,900	
74	7,900	11,100	14,900	
75	7,900	11,100	14,900	
76	7,900	11,100	14,900	
77	8,100	11,400	15,100	

78	8,100	11,400	15,100
79	8,100	11,400	15,100
80	8,100	11,400	15,100
81	8,200	11,600	15,200
82	8,200	11,600	15,200
83	8,200	11,600	15,200
84	8,200	11,600	15,200
85	8,400	11,800	15,400
86	8,400	11,800	
87	8,400	11,800	
88	8,400	11,800	
89	8,500	12,200	
90	8,500	12,200	
91	8,500	12,200	
92	8,500	12,200	
93	8,700	12,400	
94	8,700	12,400	
95	8,700	12,400	
96	8,700	12,400	
97	8,800	12,600	
98	8,800	12,600	
99	8,800	12,600	
100	8,800	12,600	
101	9,000	12,900	
102	9,000	12,900	
103	9,000	12,900	
104	9,000	12,900	
105	9,100	13,100	
106	9,100	13,100	
107	9,100	13,100	
108	9,100	13,100	
109	9,200	13,300	
110	9,200	13,300	
111	9,200	13,300	
112	9,200	13,300	
113	9,200	13,400	
114	9,200	13,400	
115	9,200	13,400	
116	9,200	13,400	
117	9,400	13,600	
118	9,400	13,600	

119	9,400	13,600		
120	9,400	13,600		
121	9,500	13,700		
122	9,500	13,700		
123	9,500	13,700		
124	9,500	13,700		
125	9,600	13,900		
126	9,600	13,900		
127	9,600	13,900		
128	9,600	13,900		
129	9,700	14,000		
130	9,700	14,000		
131	9,700	14,000		
132	9,700	14,000		
133	9,800	14,100		
134	9,800	14,100		
135	9,800	14,100		
136	9,800	14,100		
137	9,900	14,100		
138	9,900	14,100		
139	9,900	14,100		
140	9,900	14,100		
141	9,900	14,200		
142	9,900	14,200		
143	9,900	14,200		
144	9,900	14,200		
145	10,100	14,300		
146	10,100			
147	10,100			
148	10,100			
149	10,200			
150	10,200			
151	10,200			
152	10,200			
153	10,300			
再任用職員	6,300	7,700	10,100	12,900

附 則

15の規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第七号

公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二十一年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のように改正

する。

第五条第二項第六号中「一般地方独立行政法人等職員（」を「一般地方独立行政法人等職員等（」に改め、「規定する一般地方独立行政法人等職員」の下に「及び同条例第七条の三第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第八号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年 三重県人事委員会規則 第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第四号中ルをロとし、ヌをルとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人の職員及び同条例第七条の三第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第九号

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年 三重県人事委員会規則 第九号）の一部を次のように改正する。

**員会規則**

**員会規則第八号**の一部を次のように改正する。

第二条第十号中ルをラとし、ヌをルとし、リをヌとし、次の次に次のように加える。

リ 公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人の職員及び同条例第七条の三第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員

**附 則**

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印刷  
有限会社第一プリント社